

新潟市秋葉区農業委員会 10 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 10 月 31 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
委員	5 番	佐々木 和美
農地部会長	7 番	阿部 信行
委員	6 番	笠原 綱生
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 4 番 佐藤 英一

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

1 番	鈴木 儀一
2 番	長井 範親

第 2 議事

議案第 19 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 20 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第 4 条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 敏宏
事務局次長 山田 光行
農地係長 田中 学
農政振興係長 白川 文夫

7 会議の概要

佐藤事務局長	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和元年度10月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、4番・佐藤栄一委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので1番・鈴木委員、2番・長井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第19号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 19 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

新津地区の売買が 2 件、筆数 18 筆、面積 7,090 m²であります。

2 ページは利用権設定の新規、中間管理事業分で、小須戸地区 2 件、筆数 3 筆、面積 2,942 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

3 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和元年 11 月 15 日となります。

4 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第 19 号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 20 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(田中係長)

議案第 20 号農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明します。

議案書 5 ページ 1 番です。

貸付人 A 氏、借受人 B 株式会社代表取締役 C 氏、

東島地区の案件で、古田推進委員の担当地区です。

本件は、使用貸借権の設定で、一時転用のための転用許可申請です。

期間は許可日より令和2年4月30日までで、資材置場として使用する目的です。

申請地は、畑5筆、2,350㎡で、農振農用地区域内農地です。

本件は、市の事業に関連して毎年申請がなされており、農閑期に限って事業用資材置き場として使用されることから、3年以内の期間であれば、一時的な利用が可能とする例外規定に基づき許可できるものです。

なお、本件は、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されました。

次に、議案書5ページ、2番です。

譲渡人D氏、譲受人E氏、

金屋地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、譲受人住宅地の敷地拡張に係る転用許可申請です。

申請地は農振農用地区域外農地、畑1筆、242㎡で、10ha以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第1種農地と判定し、立地基準のうち「既存施設の拡張」に関する項目を適用し、既存施設の1/2を超えない範囲で許可できるものです。

転用目的は家族の駐車場です。

なお、本件申請地と既存住宅地の間にいわゆる赤道がありますが、この度の申請にあわせて払い下げを予定しており、許可後は一体利用する予定です。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

令和元年10月28日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件の調査内容について報告します。

議案書5ページ1番の案件です。

本件の借受人、B株式会社、代表取締役C氏の代理人、F氏に対し聞き取りをおこないました。

本件は市発注事業の資材置場として農閑期に限り一時転用を行うものであり、前年度の計画から変更があるか尋ねたところ、「ない」とのことです。

たので、変更が生じた場合は速やかに事務局協議を行うこと、許可後の事業実施を確実にを行うこと、事業完了後の農地復旧を行うこと及び次年度以降も同様の計画を予定する場合、手続きに遺漏が無いことを借受人に伝えることを指導し、代理人もこれを了承しました。

次に議案書 5 ページ 2 番の案件です。

本件譲受人の E 氏に対し聞取りを行いました。

まず、申請理由と経緯について尋ねたところ、現在の住居敷地は余裕がなく、子の同居以来駐車場敷地を借り続けていたところ、譲渡人から申し入れがあったため申請におよんだとのことでした。

本件土地と住宅敷地の間に赤道があり、払い下げを予定しているとのことでしたので進行状況を尋ねたところ、地元自治会の同意はすでに取り付け、現在法務局と協議中とのことでした。

地元委員から本件は問題ないとの発言もあり、許可後は確実に転用することを指導し、譲受人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 20 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第4条転用届出に関する受理について
農地法第5条転用届出に関する受理について
農地法の適用を受けない事実確認について
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局
(白川係長)

議案書の6ページをご覧ください。
新潟市農用地利用配分計画(案)についてであります。
小須戸地区2件、筆数3筆、面積2,942㎡であります。
つづいて議案書の8ページをご覧ください。
農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意
解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり2件受理いたしました。

事務局
(田中係長)

9ページをご覧ください。
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり3件回答しました。
10ページをご覧ください。
報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
です。
記載内容のとおり1件受理しました。
11ページをご覧ください。
報告事項、農地法第4条の規定による届出書の受理についてです。
記載内容のとおり1件受理しました。
12ページをご覧ください。
報告事項、農地法第5条の規定による届出書の受理についてです。
記載内容のとおり5件受理しました。
最後に13ページをご覧ください。
報告事項、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付についてです。
記載内容のとおり1件交付しました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた
だきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和元年度10月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 長 井 範 親